

大山町

誰もが共同参画できる 社会づくり計画

～第4次大山町男女共同参画プラン～

概要版



令和4年3月
(令和4年度～令和8年度)

大山町

※イラストを手がけたのは田中一步 Tanaka Ippo にじいるi-Ru(アイル)代表。ippo.としてモノづくりやデザインの仕事もしています。絵本「じぶんをいきるためのるー。」(解放出版社)をつくったことをきっかけに、セクシュアルマイノリティとされる子どもたち、すべての子どもたちに「じぶん、まる!」を届ける活動を行っています。

誰もが共同参画できる社会は、 なぜ必要なのでしょう

～ 変える意識、変える未来 ～

少子高齢化が進む現代社会で、家族のあり方、個人の価値観の多様化やダイバーシティ（多様性）など、社会情勢が大きく変化しています。男性は仕事、女性は家庭・家事などといった性別による固定的な役割分担にとらわれず、女性の働きやすさに加え、障がい者、外国人、性的マイノリティなど、さまざまな人が暮らしやすい環境をつくろうとする動きが加速しています。

また、平成 27 年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取組むこととされています。本計画では、国がSDGsを推進するために再構築した8つの優先課題のうち、主に「あらゆる人々が活躍する社会、ジェンダー平等の実現」の達成を目指します。



誰もが性別や年齢などにかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、一人ひとりが輝き、自分らしくあるためには、誰もが共同参画できる社会の実現は不可欠なのです。

変えていくのは、私たち一人ひとりです！

今後5年間の取組み

基本テーマ

1

「人権尊重の推進、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」

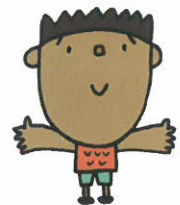
- 男女共同参画の理解促進と未来の人材育成に努めます

基本テーマ

2

「誰もがともに活躍できる環境づくり」

- 働く場における女性の活躍推進に努めます
- 地域、社会活動における男女共同参画の推進に努めます
- 家庭における男女共同参画の推進に努めます



基本テーマ

3

「誰もが安心して安全に暮らせる社会づくり」

- 誰もが安心して安全に暮らせる社会づくり（環境整備）に努めます
- あらゆる暴力の根絶に努めます
- 生涯を通じた健康の支援に努めます



※概要版の詳細については町ホームページ 福祉介護課 人権推進室 の項目中

「大山町誰もが共同参画できる社会づくり計画（第4次大山町男女共同参画プラン）」をご覧ください。

男女の地位は平等になっていると思いますか？

女性のほうが優遇されている
 どちらかといえば女性のほうが優遇されている
 平等である
 男性のほうが優遇されている
 どちらかといえば男性のほうが優遇されている
 わからない
 無回答



上記の グラフから

「男女の地位は平等になっていると思いますか」という設問の結果です。

- 学校教育では、平等であるという回答が多いですが、その他になると、男性が優遇（どちらかといえば含む）との回答が多くなります。
- 子どもたちが成長する過程で、心豊かに生き生きと伸び伸び暮らせる社会の実現を、家庭・地域・職場などで阻害している要因があることがうかがえます。その要因は、大人の生きづらさにもつながっています。

その他の 設問から

- 「だれが担っていますか」という設問では、「家事・子育てなど」は、ほとんど女性、「地域活動（自治会など）」は、ほとんど男性という結果でした。
- 「今後だれもが、ともに社会のあらゆる分野にバランス良く参加していくために大切だと思うこと」という設問では、多い順に「だれもが互いの個性・能力を認め合い、補い合っているという意識をもつこと」「性別によるさまざまな偏見や固定観念などを改めること」という結果でした。

未来を変えていくのは、私たち一人ひとりです。

しきたりや慣習、前例等にとらわれることなく、家庭や地域など、あらゆるところで、お互いを尊重し、助け合い、支えあい、多様な生き方ができる社会の実現を目指しましょう。

男女共同参画社会基本法では

「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」



一人で悩まないで、
気軽に相談してみませんか。

相談はすべて無料

大山町の相談窓口

人権相談 ▶▶▶ 各地区で毎月1回ずつ

偏見・いじめ・差別などの人権に関する様々な悩みについて、人権擁護委員がお受けします。

大山町役場 福祉介護課 人権推進室
☎0859-54-2286

行政相談 ▶▶▶ 各地区で毎月1回ずつ

国・県・町など役所の仕事に対する相談を行政相談員がお受けします。

大山町役場 総務課 ☎0859-54-5201

法律相談 ▶▶▶ 毎月第4水曜日（予約制）

弁護士がお受けします。

社会福祉協議会大山本所 ☎0859-39-5018

心配ごと相談 ▶▶▶ 毎月第2水曜日

日常生活上の心配ごと、悩みごとなどに民生・児童委員がお受けします。

社会福祉協議会大山本所 ☎0859-39-5018

健康相談 ▶▶▶ 随時

保健師、管理栄養士等職員が相談をお受けします。

大山町役場 健康対策課
☎0859-54-5206

心の健康相談 ▶▶▶ 年に6回（予約制）

（精神科医師または心理士）

ご自身や身近な人（家族など）の様子が以前と違うと感じられた場合など気軽にご相談ください。例えば、よく眠れない、ひきこもっている、お酒を止めたいのに止められないなど、1人で悩まずご相談下さい。

大山町役場 健康対策課 ☎0859-54-5206

母子保健の相談 ▶▶▶ 随時

妊娠、出産から育児にかかわるすべての相談をお受けします。

すくすくおやこステーション（保健福祉センターなわ内）
☎0859-54-5205

※各種相談の日時、その他の相談は、広報だいせんまたは町ホームページをご覧ください。

鳥取県の相談窓口

◇夫婦関係がうまくいかない ◇離婚を考えているけどどうしよう
◇夫からの暴力にどうしたらいいの？ ◇家族とうまくいっていない
◇周り人間関係が難しい ◇こんなこと誰にも話せない
◇暮らしの困りごとはどこに聴くの？など

鳥取県男女共同参画センター

よりん彩 西部相談室

米子コンベンションセンター4階 ☎0859-33-3955

一般相談 ▶▶▶ 電話相談・面接相談 ※面接は予約制

- 日時：月曜日～金曜日（午前9時～正午・午後1時～午後5時）
※祝日・第3木曜日は休み
- 場所：よりん彩 西部相談室
※土日祝はよりん彩センター相談室のみ対応

☎0858-23-3939

心の相談（女性臨床心理士）▶▶▶ 面接相談のみ（予約制）

- 日時：月1回（日時はお問い合わせください）
- 場所：よりん彩 西部相談室
- 相談時間はひとり60分程度

法律相談（弁護士）▶▶▶ 面接相談のみ（予約制）

- 相談日・時間は相談室にお問い合わせください。

男性相談（男性臨床心理士）▶▶▶ 面接相談・電話相談（予約制）

- 日時：第1土曜日（午後3時～午後6時）
- 場所：よりん彩センター相談室（倉吉未来中心内）
- 相談時間はひとり60分程度

☎0858-23-3939

オトコの相談 ▶▶▶ 面接相談・電話相談 ※面接は予約制

- 日時：毎週土曜日（午後1時30分～午後5時30分）
- 場所：よりん彩センター相談室（倉吉未来中心内）

☎0858-23-3955

配偶者暴力相談支援センター

配偶者や恋人等からの暴力の被害にあったら

鳥取県西部総合事務所 県民福祉保健局 地域福祉課

☎0859-31-9304

夜間・休日は ▶▶▶ 夜間休日電話相談窓口（24時間対応）

☎0858-26-9807

危険を感じたら ▶▶▶ 警察

緊急通報は・・・110番通報
相談は・・・#9110

暴力をふるってしまったら

加害者専用ダイヤル（第3金曜日18:30～20:30）

☎0857-22-7867

性暴力被害者支援センターとっとり

性暴力被害を受けたら

- 日時：年末年始は除く月・水・金 10時～16時、18時～20時
火・木 10時～16時

・相談は匿名ですることができます。・あなたの秘密は必ず守ります。
・性別・年齢に関わらず、どなたからの相談もお受けします。

相談ダイヤル（県内専用フリーアクセス）☎0120-946-328